

社会的共通資本研究会要旨

日 時：2015年11月6日 10時00分～12時00分

講 師：株式会社インデックスコンサルティング代表取締役社長 植村公一氏

演 題：社会インフラ整備における官民連携

本報告は、タイ（バンコク）、ベトナム（ホーチミン、ハノイ）及び日本国内の愛知県におけるインフラ整備事業の官民連携事例を取り上げ、アセアンそして我が国のPPP・コンセッションの問題点及び意義を明確にしたうえで、円滑なPPP推進に不可欠な新型発注方式の必要性を議論する。

PPP（Public Private Partnership）は、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間企業の持つノウハウを活用し、官と民が連携して公共性の高い事業などをより効率的・効果的に行うことを目的とする。PPPに関して、25年前から建設会社を中心に民間企業にもノウハウが蓄積されているタイに対し、ベトナムはPPPを導入したのはわずか3年ほど前であるため、PPP局の設立など法制度の整備が進められている一方、リスク分担や料金設定などを含む運用ルールの未整備といった課題は残っている。そのため、いままで技術面で協力をしてきた日本がPPPの基準づくりなど制度設計面でのノウハウを提供することも有意義であると考えられる。

日本では、全国初の民間事業者による有料道路の運営を愛知県で実現する。その実現により、民間における新たな事業機会の創出、民間事業者の効率的・効果的な運営によるサービスの向上、事業コストの削減効果、周辺地域での観光需要の掘り起こし、周辺開発による経済活性化など、多様な効果が期待できる。

また、愛知県の有料道路民営化プロジェクトは、施設の所有権を移転せず、民間事業者インフラの事業運営に関する権利を長期間にわたって付与するコンセッション方式の推進を目指す国の成長戦略の方向性に合致した、道路の分野では日本初の試みでもある。このプロジェクトの主要ポイントは、利用者、民間事業者、道路管理者の間の三方一両得の姿である。具体的には、『道路整備特別措置法』第二十三条により利益を生み出すことの確保、30年という長期の事業期間の確保、投資家への還元の確保、地域活性化に資する提案を評価するといったことが挙げられる。それから、有料道路を運営する企業体を日本で初めて創出することにより、海外の道路インフラ市場で勝ち抜いていくための民間事業者の育成も期待できる。

最後に、円滑なPPP推進に不可欠な新たな建設発注方式、特にアットリスク型CM方式の普及を主な目的の一つとして2015年5月に設立した「建設プロジェクト運営方式協議会」を紹介する。新たな発注方式が必要となる背景には、近年、震災復興、東京オリンピック、アベノミクスによる急激な建設市場の拡大の一方で、長引いた建設市場の不況による建設業界労働者の流出が著しくなりつつあり、従来型の「請負」発注制度の限界が目立っていることがある。具体的に、「請負」発注制度では発注者と建設会社はともに、コスト上昇、工期遅延などのリスクを取ることが難しくなり、両方にとって望ましくない状況に陥りがちである。新国立競技場問題、傾斜マンション問題はこういった「請負」発注制度の限界を物語る実例である。そこで、トータルコストの縮減、スピードの向上、アカウントビリティの担保の3点を実現できる多様な発注方式が必要となる。その一つが、建設会社の創意工夫が活かせるアットリスク型CM方式である。アットリスク型CM方式のメリットとして、発注者にとってのコスト削減と品質・安全の確保と、受注者にとっての適切な利益確保と創意工夫のインセンティブが両立し、双方にとって好都合が実現できることがある。また、専門業者の単位で価格が開示されることで、健

全な競争環境が形成されることが考えられる。つまり、アットリスク型 CM 方式は、発注者と建設会社の双方の目標と行動のベクトルを一致させ、適切な価格で安全と品質と工期を確保することができる。なぜかという、共通目標と仕様・工法などの設定、コストの内訳の開示による透明性の確保、利益配分とリスク分担の明確化が求められているからである。

アットリスク型 CM 方式などの新たな建設発注方式でプロジェクトを行う事例が国内外で展開される一方で、日本での普及が進んでいない現状がある。そこで、建設プロジェクト運営方式協議会が設立された。協議会の事業内容として、(1) 新たな発注契約方式の研究開発、(2) 発注者側への新たな発注方式の普及・啓発、ノウハウの蓄積支援、(3) 受注側への新たな発注方式の普及、啓発、(4) 寄付講座などにより、大学における新たな発注方式を担う人材育成支援、(5) 認証制度により、日本型の PM (プロジェクトマネジメント)・CM (コンストラクションマネジメント) を構築し人材を育成、の5点が挙げられる。そうすることで、新たな発注契約方式の検討と普及、発注側と受注側の利益の確保、新たな発注方式で建設事業を推進できる人材の育成などが可能となる。

以 上